

関係機関と福祉の 連携に係る心得

刈谷市

※心得は9ページから
掲載されています

①障害児通所支援とは

児童福祉法に基づき、障害のある児童や発達に心配がある児童に、療育を提供する事業。

（１）児童発達支援（以下、児発）

内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を供与する事業。

（２）放課後等デイサービス（以下、放デイ）

学校教育法第１条に規定する学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与する事業。

参考リンク「子ども家庭庁 障害児支援施策 ２ 児童発達支援等のガイドライン等について」
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku>



(3) 保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する事業。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う事業。



参考リンク「子ども家庭庁 障害児支援施策 2 児童発達支援等のガイドライン等について」

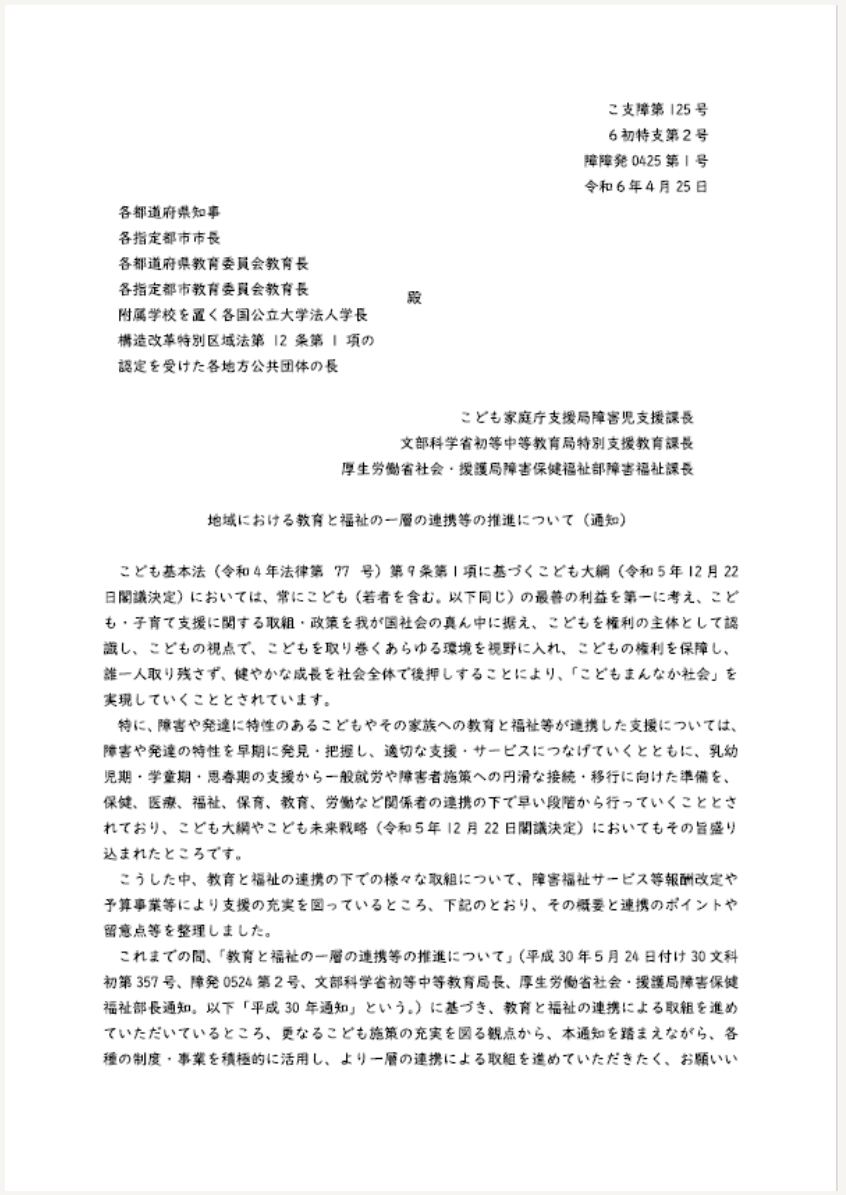
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku>

②関係機関と福祉の連携等の推進について（国通知）

令和6年4月障害福祉サービス等の制度改正により、報酬体制が見直され、障害児のより充実した支援のために関係機関と福祉の連携を促す内容の取組が多く盛り込まれました。

また、令和6年4月25日付けで国より、教育（関係機関）と福祉の一層の連携等の推進を促す旨の通知が公表されています。

参考リンク「子ども家庭庁 教育と福祉の連携等の推進について
地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/renkei-suishin>



③ 国が推進する取組内容と他機関との関わり

(1) 関係機関連携（放デイ・児発）

事業所が、個別計画の作成・見直しに関する会議を開催し、学校等と連携して当該計画を作成すること。また、当該計画の作成時以外における学校等との会議の開催等による障害児の心身の状況や生活環境等について情報共有を行うことを推進する。

(2) 通所自立支援（放デイ）

学校・居宅等と放デイ事業所間の移動について、自立して通所できるように当該事業所職員が支援すること。学校等においては、下校の際に円滑に通所自立支援が行われるように配慮していただくことと、求めに応じて当該児童の状況や学校等での支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等をお願いする。

参考リンク「子ども家庭庁 教育と福祉の連携等の推進について

【別添1】令和6年度障害福祉サービス等報酬改定・各種加算の概要」

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/renkei-suishin>

（３）自立サポート（放デイ）

高校生等に対して、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行うこと。

学校等においては、事業所による自立サポート計画の作成・見直しの支援の実施において必要な連携が図れるように、学校等での支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等をお願いする。

（４）個別サポート（Ⅲ）（放デイ）

不登校の状態にある障害児が放デイを利用する場合に、学校及び家庭、その他関係機関等と協働で支援を行っていくこと。

学校においては、放デイが不登校の状態にある障害児やその家族への支援を行う場合に、情報連携や協働での対応など、緊密な連携をお願いする。

（５）強度行動障害児支援（児発・放デイ・居宅訪問・保育所等）

強度行動障害支援者養成研修を修了した職員が支援計画シート等に基づいて、標準的な支援を行うこと。学校等においては、強度行動障害を有する児について、障害児支援利用計画と学校等が作成する個別の教育支援計画との連動の下、包括的に教育・支援が進められるように支援にあたる事業所との緊密な連携をお願いする。

（６）集中的支援（児発・放デイ）

自傷や他害等、本人や周囲に影響を及ぼす行動が非常に激しくなり、現状の生活を維持することが難しくなった強度行動障害を有する児に対して、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が事業所等を訪問して、当該事業所等と共に、個々の障害特性と生活環境をアセスメントし、個々の障害特性に応じた有効な支援方法の整理と環境調整等を集中的に行うことで、当該児の状態の改善を図ること。

学校等においては、広域的支援人材が、生活の維持が困難になった強度行動障害を有する児に対する支援等を効果的に実施できるよう、広域的支援人材の求めがあった場合に学校等での当該児の状況や支援内容等について個別の教育支援計画を活用した情報共有等をお願いする。

（ 7 ） 保育・教育等移行支援（児発・放デイ）

児発・放デイを利用する障害児の保育所、幼稚園、放課後児童クラブや放課後こども教室等への移行に向けた取組。

学校等においては、移行前後の事業者との連携と、児発・放デイからの情報を踏まえた円滑な移行と切れ目ない教育・支援の提供をお願いします。

（ 8 ） 効果的な支援の確保・促進（保育所等）

効果的な支援の確保・促進を図る観点から、保育所等訪問支援事業所は、訪問先の学校等と連携して個別支援計画の作成・見直しを行うこととし、訪問先の学校等における効果的な支援を促進する。また、保育所等訪問支援事業所は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の評価の実施・公表を行うこととしており、これらの評価を受けて支援の改善を図ることとしている。

学校等においては、保育所等訪問支援事業所による個別支援計画の作成・見直しに当たっての連携や当該事業所への評価等（アンケート調査等）への協力をお願いします。

（ 9 ） ケアニーズ対応・多職種連携（保育所等）

保育所等訪問支援事業所に専門職員を配置し、ケアニーズの高い児童への支援を進め、インクルージョンを推進する。また、こどもの障害特性や状態に応じた適切な支援を行うために、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援を推進する。

学校等においては、ケアニーズの高い児童への保育所等訪問支援事業所と連携した支援の推進や、多職種のチームによる多角的なアセスメントや支援が必要な児童への保育所等訪問支援の積極的な活用をお願いします。

（ 10 ） 医療・保育・教育機関連携（障害児相談支援）

障害児が利用する病院等、学校等との日常的な連携体制を構築し、障害児の状態や支援方法の共有を行うことを推進する。

学校等が作成する個別の教育支援計画と障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画との連動の下、包括的に教育・支援を進めることが重要であり、学校等においては、相談支援事業所との密な連絡調整の一層の推進をお願いします。

★連携時の心得★

教育・保育と福祉は指導の仕方や環境等は異なるため、お互いの状況について理解することに努め、可能な限り負担感なく良い関係を築くために、配慮をしながら連携していきましょう。



★送迎時の心得★

- ①円滑に送迎を行うために、送迎場所・時間の情報共有は適切に行いましょう。
- ②定刻に遅れる場合は、なるべく早めに訪問先へ連絡しましょう。
- ③対象児が事業所利用をキャンセルする場合は、原則保護者から学校等へ連絡しましょう。
- ④授業終了後にお迎えに入るようにしましょう。（やむを得ない場合は保護者から学校へご相談ください）

★懇談・訪問等についての心得★

- ①学校等、事業所双方の業務時間上、共有の時間を確保することが困難なこともあるかと思われます。懇談等を行う際は、お互いの繁忙時を避けたい、オンライン等を活用する等の調整を行いましょう。
- ②必ず事前に日程調整の連絡を入れましょう。
- ③保育所等訪問支援等の定期的な訪問の日程調整については、口頭ではなく書面又はメールにて調整を行うようにしましょう。
(お互いがやり易い手段を確認しましょう)
- ④懇談・訪問時は、保護者の同意・意思のもとに行っている旨を伝えましょう。
- ⑤訪問先の連絡窓口は事前に確認しましょう。

★情報共有についての心得★

- ①情報共有をする際は、個人情報の取り扱いに注意しましょう。
- ②学校等、事業所に対して保護者が不信感を抱くような伝え方は控えましょう。
- ③年間行事や下校時刻については、基本的には保護者を通して情報共有をしましょう。

最後に・・・

連携に関することで質問等がある場合は、

**幼稚園・保育園→子ども課
学校→学校教育課
事業所・保護者→福祉総務課**

へご相談ください。

